

税の納め忘れはありませんか？

町では、皆さまから納めていただく税金などを大切な財源として、福祉・教育をはじめとする日常生活を支える身近な行政サービスを提供しています。税金を納め忘れると「滞納」となり、納期限までに納付していただいている人との公平性を保つため、延滞金を加算して納めていただくことになります。また、未収金が増加すると町財政が圧迫され、より良い行政サービスを提供することが困難になります。納期限を過ぎても納めていない町税がある人は、早急に納付してください。

※納期限は各納期月の末日（12月のみ26日）です。ただし、金融機関の休業日にあたるときは、翌営業日になります。

■税金を滞納したままにすると・・・

【延滞金について】

法律の定めによって、納期限から20日以内に督促状が發送されます。また、納期限の翌日から本税が完納するまでの間延滞金加算され、納付が遅れるほど増額します。

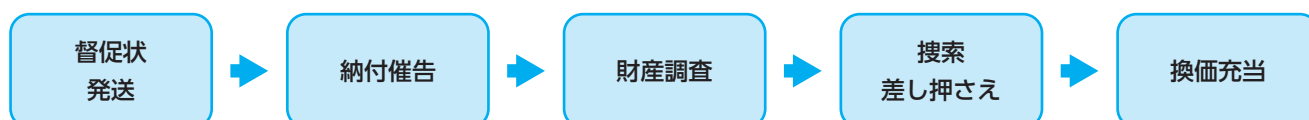
（例）令和6年度固定資産税1期 50,000円（納付期限 令和6年5月31日）を滞納した場合

6月20日に督促状を發送・・・本税 50,000円	合計 50,000円
10月31日に納付する場合・・・本税 50,000円 + 延滞金 1,500円	合計 51,500円
12月31日に納付する場合・・・本税 50,000円 + 延滞金 2,200円	合計 52,200円

延滞金を余分に納めることになります！

【滞納処分について】

督促状を發送した日から起算して、10日を経過した日までに完納されないときは、地方税法の規定により、差し押さえなど強制徴収による滞納処分を行わなければなりません。



- ・自宅の訪問、電話、文書による催告を行います。
- ・勤務先（取引先）に連絡し、収入の調査をします。
- ・生命保険、預貯金、その他財産の調査をします。
- ・予告なく差し押さえになる場合もあります。
- ・自宅の搜索を行い、財産をその場で差し押さえます。
- ・差し押さえた財産は、完納となるまで解除されません。

■納付が困難なときは・・・

災害や病気、失業、事業の休業により収入が著しく減少したなど、一時的に納期限までに納付が困難となるやむを得ない理由がある人は、税務課 徴収推進室に必ずご相談ください。

やむを得ない事情で一時的に期限内納付が困難な場合でも、納付相談のないまま滞納の状態が続くと財産差し押さえなど滞納処分の対象となります。

問 税務課 徴収推進室 ☎32-5091



町税は、まちづくりの大切な財源！

国民健康保険税の納付額確認書について

納付額確認書は、確定申告や住民税申告などで社会保険料控除として、申告の際に使用していただくものです。納付額確認書には、令和6年中（1月1日から12月31日）に納付された国民健康保険税額が記載されており、世帯主あてに翌年1月下旬頃に發送します。

なお、勤め先での年末調整などにより、納付額確認書の發送前に納付額を確認したい場合は、税務課窓口で納付確認書を取得できます（無料）ので、本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証など）を持参いただき、申請してください。

※窓口交付において、別世帯の人が申請する場合は、世帯主（納税義務者）の委任状が必要です。



詳しくはホームページをご確認ください。

問 税務課 ☎32-1103